

「秀長さんプロジェクト」ロゴマーク及びキャッチコピー作成業務仕様書

1 業務名

「秀長さんプロジェクト」ロゴマーク及びキャッチコピー作成業務

2 業務期間 契約日から令和8年3月31日まで

3 契約上限金額

2, 500, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 目的

「秀長さんプロジェクト」は、大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機として、主人公となる豊臣秀長ゆかりの地である大和郡山市の歴史・文化や産業を全国に発信し、大和郡山市への誘客を促進するとともに、観光振興による地域活性化を図ることを目的としたプロジェクトであり、プロジェクトの推進のために「秀長さんプロジェクト推進協議会」（以下、「協議会」という。）を立ち上げた。

プロジェクトにおいては、歴史的には古代・考古学のイメージが強い奈良県下において珍しい、大規模な近世城郭と当時の町割りを感じられる大和郡山市の城下町エリアの魅力を今一度ブラッシュアップした形で発信し、今後の大和郡山市の持続可能な観光振興の姿を検討・実施していく。その過程でエリアとして、ひいては、まちとしてのブランドイメージの向上を目指す。

また、「城下町エリア」の価値・イメージを向上することで、大河ドラマ放映での誘客を一過性の観光客で終わらせることなく、その後のリピート来訪を目指すものであり、その仕組みの構築を意識して取り組むものである。

主な具体的事業は以下のとおり。

- ・城下町エリアの歴史的観光資源の魅力のブラッシュアップ…大河ドラマの放送に合わせて実施する展示拠点の整備・運営、デジタル展示、漫画冊子など
- ・歴史的観光資源と商店街を統合した新しい「城下町エリア」のエリアブランディング…郡山城跡と商店街全体の周遊促進、歴史関連商品開発支援など
- ・城下町を前面に押し出したまち歩きへの誘導を意識した多様な誘客プロモーションの展開…各種プロモーション、人流呼び込みイベント、秀長ファンクラブ、バス&ライド、交通情報のデジタル活用情報発信、公共交通利用促進など

ロゴマーク及びキャッチコピーは、このプロジェクトに対する機運を高め、大和郡山市の魅力を市内外へ効果的に伝え、観光誘客につなげるために作成する。

5 業務の内容

ロゴマーク及びキャッチコピーの作成及び商標登録

(1) ロゴマーク及びキャッチコピーの作成

次の全ての要件を満たすものとする。

①ロゴマーク

- ・キャッチコピーに連動したデザインでコンセプトが明確であるもの。
- ・おみやげ物などにシール等で掲示すること、名刺やチラシなどの印刷物等に表示することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとなっていること。
- ・単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したデザインとすること。

②キャッチコピー（デザイン含む）

- ・「大河ドラマ」「豊臣兄弟！」の文字を使用しないこと。
- ・ローマ字を使用しないこと。
- ・簡潔で広く親しまれるものであること。
- ・ポスターや商品パッケージ等、幅広い用途で使用されることを勘案すること。

③ロゴマーク及びキャッチコピー共通事項

- ・「秀長さんプロジェクト」のプロモーションにおいて使用するため、別添「大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーションの方向性及びターゲット」にふさわしいデザインであること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーは、一体または別で利用できるデザインであること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーは、タイプの違うものを3案提案すること。受託者が作成した3案は、協議会において1案に決定する予定である。（1案を公表するまでの段階で、必要に応じて修正を加える場合がある。）

※別業務にて、豊臣秀長を想起させる人物のメインビジュアルの作成を予定している。

※金魚をモチーフとするデザインは不可。

(2) 制作上の留意点

- ・ロゴマーク及びキャッチコピーはすべて未発表で、オリジナル作品であること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーのカラーやサイズ、周辺余白、ステッカー等で展開する場合の規則を統一し、細かく定めたデザインマニュアルを制作すること。（提案時にデザインマニュアルは不要。決定したもののみ制作する。）
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーは、契約期間において修正を加える場合があるため、その作業費用も考慮すること。

(3) 商標登録

- ・提案するロゴマーク及びキャッチコピーは、既登録商標又は類似商標登録がなく、商標登録可能なものであることとし、商標調査を実施したうえで提出すること。
- ・決定したデザインについては、別途指定する日までに商標登録申請手続きを行うこと。（業務内容に類似調査、商標登録の出願・登録に係る費用を含む。）

・商標登録は、ロゴマークとキャッチコピーはそれぞれ1件とし、3区分に商標登録する予定である。(最終決定案のみ)

(4) ロゴマーク及びキャッチコピーの納品期限

- ・5月28日(水)に実施する審査会での受託者決定後に契約手続きを行う。
- ・提案した3案、最終1案については、それぞれ協議会の決定した期日までに、データ形式(jpeg形式等)で納品する。

(5) 納入物品

- ・業務完了届 1部
- ・ロゴマーク及びキャッチコピー(データ形式 jpeg, ai, PDF)を記録したCD-R又はDVD-R 2組
- ・デザインマニュアルを記録したCD-R又はDVD-R 2組

(6) 納品場所

「秀長さんプロジェクト」推進協議会事務局(大和郡山市役所総務部企画政策課)

6 その他

(1) 著作権については、以下の取扱いとする。

・本業務により新たに発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、大和郡山市に帰属することとし、大和郡山市(大和郡山市が指定する者を含む。)は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保留物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合大和郡山市は権利保留物について独占的に使用できるものとする。

・ロゴマーク及びキャッチコピーに修正を加える場合において、受託者は著作権法第20条に規定する同一性保持権の行使は行わないこと。

・受託者は、大和郡山市に対し、本市納品物に関する著作権者人格権を一切行使しないものとする。

・採用するロゴマーク及びキャッチコピーから生じる商標権等の権利者は大和郡山市とする。

・受託者は、大和郡山市の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできないものとする。

・本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において、一切を処理しなければならない。

・受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用する

ときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (2) 納品物品のCD-Rは、複数のデータを一括して保存し、1枚にまとめてもよいものとする。
- (3) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要の都度、大和郡山市と受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、受託者と大和郡山市が必要に応じて協議するものとする。

仕様書はプロポーザル用であり、業務内容については、今後変更の可能性がある。